

消費者行政に関する首長表明

●お問い合わせ 商工観光・自然環境課 ☎76-3150

近年、消費者を取り巻く社会経済環境は大きく変化しています。新しい商品やサービスが登場し、私たちの生活は便利で豊かになる一方、インターネット通販を含む「通信販売トラブル」やSNSやハガキによる「架空請求」、悪質な「訪問販売・訪問買取」、など巧妙化・複雑化した新たな手口による消費者問題が発生しています。

このような状況から、九重町では相談窓口を開設し、相談者救済に取り組んでまいりました。令和2年度の消費生活相談件数は120件となっており、相談者の年齢も若者から高齢者まで幅広くなっています。

今後も県や近隣自治体と協力し情報交換を行いながら、引き続き有資格者の配置に努め、消費者相談体制の充実を図ります。また、被害防止のために啓発活動を強化し、住民みなさまの安全な生活の確保と消費者力の向上に努めてまいります。

令和4年2月

九重町長 日野 康志

(消費生活相談窓口)

あなたの地域に伺います！

今後も引き続き、要望に応じた各種団体での啓発活動の他、各地区へのお出張消費生活相談を行います。消費者被害の実態は多様化・複雑化しています。「自分は大丈夫だろう」ではなく、一人ひとりが少しでも多くの情報を取り入れ、周囲に注意喚起を行うことが消費者被害を未然に防ぐことにつながります。



民間賃貸住宅家賃補助の申請受付

●お問い合わせ 企画調整課 ☎76-3807

九重町では、新たに賃貸住宅（空き家含む）で暮らし始めた方へ、家賃助成を行っています。

今年度第2回目の申請を受け付けますので、希望される方は必要書類を添えて申請してください。

●対象期間

令和3年10月分～令和4年3月分

●申請期間

3月1日（火）～3月31日（木）

※お早めに申請してください。

●申請要件等

詳細は、お問い合わせいただくか、「まちの事業紹介(p7)」または九重町ホームページをご確認ください。



▲まちの事業紹介

税務課からのお知らせ

●お問い合わせ 税務課 ☎76-3803

農耕トラクター等の小型特殊自動車はナンバー登録が必要です！

農耕用で乗用装置があるトラクター等や、フォークリフト等の小型特殊自動車は、公道走行の有無に関わらず、所有していればナンバープレートの申請手続きが必要です。

軽自動車の廃車手続きは3月31日までに！

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日に登録があるものに課税されます。

所有しないバイクやトラクター、軽自動車等がある方については、3月31日までに廃車の手続きをしない場合、令和4年度も課税されますので早めの手続きをお願いします。

●手続き先

原付バイク（125cc以下） 小型特殊自動車（トラクター等）	九重町役場 税務課
四輪の軽自動車（乗用・貨物用）	大分県軽自動車協会又は住所地の軽自動車協会
軽二輪（125cc超250cc以下） 二輪の小型自動車（250cc超）	大分県陸運局又は住所地の陸運支局、検査登録事務所